

令和2年4月6日

保護者の皆様へ

こども青少年局放課後児童育成課

教育活動の再開延長に伴う「放課後キッズクラブ」の対応について

日々刻々と新型コロナウイルス感染症の状況が変化している中、現時点では教育活動を再開することのリスクを考慮し、市立学校における教育活動の再開は延期となりました。

教育活動の再開延長に伴い、4月8日(水)～4月20日(月)までの放課後キッズクラブの対応は次のとおりとします。

保護者の皆様におかれましては、子ども達への感染拡大を防ぐための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、4月21日以降の対応については、後日改めてお知らせします。

1 放課後キッズクラブの利用について

利用区分2

1年生～4年生、個別支援学級等の利用区分2の児童は、緊急受入れ時間終了後から19時まで利用ができます。

5年生以上の利用区分2の児童は、14時30分からの受入れを原則としますが、各クラブにお問い合わせください。

(2) 利用区分1

ご不便をおかけしますが、ご利用いただけません。

ただし、利用区分1から利用区分2への区分の変更については、随時クラブにおいて受け付けています。提出書類として求めている「留守家庭児童等であることの証明書(就労証明等)」が間に合わない場合は、後日提出してください。

2 留意事項

- ・感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- ・毎朝の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は、放課後キッズクラブを利用できません。
- ・放課後キッズクラブにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。

3 横浜市「新型コロナウイルスにかかる放課後事業の対応について」URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/houkagokorona.html>

(本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の一斉臨時休業に係る放課後事業の対応について)

利用方法、参加申込書等に関するお問い合わせについては、直接利用するキッズクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4068